

平成 28 年 度 第 1 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 28 年 8 月 18 日 (木)
午後 4 時 30 分～
会 場 宇都宮市役所 1 4 階
1 4 大会議室

1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料 1
- (2) 委員紹介
- (3) 会長の選出 . . . 資料 2
- (4) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 報告事項
 - ・報告第 1 号 平成 27 年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）
について
 - ・報告第 2 号 国保アクションプラン 27 の主な取組実績と
国保アクションプラン 28 の主な取組について
 - ・報告第 3 号 平成 28 年度国民健康保険税の賦課状況について

3 そ の 他

- ・平成 28 年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成28年6月10日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	新規 中塚 英範	市議会議員
	新規 黒子 英明	〃
	齋藤 健吾	宇都宮商工会議所 青年部 理事
	森田 陽子	〃 女性部 副会長
	大森 澄雄	市農業委員 会長職務代理者
	大根田 博章	公募委員
	山口 弘一	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	片山 辰郎	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	新規 村田 雅彦	市議会議員
	新規 金崎 芙美子	〃
	塚田 典功	〃
	○大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長
	山口 建一	市民生委員児童委員協議会会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 専任講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会 栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 栃木県事務局長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

○: 会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
本 橋 道 正	保健福祉部長
酒 井 典 久	保健福祉部次長
大 島 誠 司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋 本 一 守	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長補佐
石 井 三 士	保険年金課管理グループ係長
伊 澤 喜 市	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
小 林 靖	保険年金課収納グループ係長
阿久津 孝夫	保険年金課滞納整理グループ係長
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括
岩 崎 豊 弘	保険年金課収納グループ総括
大 山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括
新 田 恭 久	保険年金課管理グループ主任
篠 原 順 子	保健福祉部健康増進課長
齋 藤 順 子	健康増進課健康づくりグループ係長
岡 田 美 穂 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

協議会の役割

- ・国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

○国民健康保険法

第2章 市町村

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

第1章 市町村

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会（第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○宇都宮市国民健康保険条例

第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7 人
- (3) 公益を代表する委員 7 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○宇都宮市国民健康保険規則

第 1 章 国民健康保険運営協議会

第 1 節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第 1 条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第 2 条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第 3 条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮ってこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

第3節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

会長の選出

宇都宮市国民健康保険運営協議会長の選出について

宇都宮市国民健康保険運営協議会長を選出する。

(提案の理由)

委員の一括改選に伴い、会長を選出するもの。

【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

【歳 出】

区 分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘 要				
総 務 費	776,617,000	723,656,000	93.2%	694,694,943	104.2%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等 【対前年比 増の主な理由】国民健康保険新業務システム開発委託・改修委託料の増 ・システム開発委託料(新システム対応) (平成26年度:124,200,000円 ⇒ 平成27年度:164,700,000円) ・システム改修委託料(マイナンバー関連) (平成26年度:なし ⇒ 平成27年度:54,054,000円)				
保 険 給 付 費	35,477,206,000	34,920,713,876	98.4%	34,011,572,737	102.7%					
療 養 給 付 費 等	31,229,026,000	30,835,188,107	98.7%	30,138,618,587	102.3%	・療養給付費:医療処置,手術などの治療に要する費用のうち,被保険者の自己負担を除いた分を給付 ・療養費:被保険者がいったん全額支払った医療費を,後日申請により支給 【対前年比 増の主な理由】療養給付費の一般国保被保険者1人当たりの医療費の増 (H26年度:248,495円 ⇒ H27年度:260,825円 +12,330円)				
高 額 療 養 費	3,860,369,000	3,714,992,187	96.2%	3,475,081,032	106.9%	1か月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合,その超えた額を支給(自己負担限度額は所得に応じて異なり,70歳未満の一般的な世帯では80,100円) 【対前年比 増の主な理由】70歳未満の高額療養費の制度見直し(所得要件の細分化)による,高額療養費の増による増				
そ の 他 給 付 費	387,811,000	370,533,582	95.5%	397,873,118	93.1%	・審査支払手数料, 出産育児一時金, 葬祭費等				
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	7,135,715,000	7,135,394,486	100.0%	7,226,788,546	98.7%	国保被保険者数に応じた後期高齢者医療制度への支援金				
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	5,106,000	4,915,823	96.3%	5,697,848	86.3%	前期高齢者(65歳~74歳)に係る財政調整制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】国から示される国保被保険者1人当たりの負担額の減 (平成26年度:69円 ⇒ 平成27年度:62円 △7円)				
介 護 納 付 金	2,822,603,000	2,822,602,799	100.0%	3,128,037,137	90.2%	40歳~64歳の国保被保険者数に応じた介護保険制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】介護被保険者数の減(平成26年度:50,708人 ⇒ 平成27年度:48,751人 △1,957人)				
共 同 事 業 拠 出 金	12,979,849,000	12,979,847,455	100.0%	5,350,655,906	242.6%	高額な医療費の発生に備えて,県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金:レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金:1件1円以上80万円以下の医療費を対象(平成27年度より制度改正) *平成26年度まではレセプト1件30万円を超える医療費を対象 【対前年比 増の主な理由】制度改正に伴う,対象医療費の増				
保 健 事 業 費	344,995,000	269,875,607	78.2%	232,649,479	116.0%	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等事業費 219,854,540 円 個別健診 受診者数 11,029人 集団健診 15,231人 計 26,260人 </td> <td style="width:50%; border-left:1px dotted black;"> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発活動費 546,304 円 健康づくり講演会 参加者数 202人 パンフレット作成等 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・健康指導費 14,674,763 円 医療費通知送付(年2回) 133,334件 後発医薬品差額通知送付(年3回) 24,712件 保健指導嘱託員報酬(1人) </td> <td style="border-left:1px dotted black;"> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 34,800,000 円 人間ドック補助 3,109件 脳ドック補助 371件 計 3,480件 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等事業費 219,854,540 円 個別健診 受診者数 11,029人 集団健診 15,231人 計 26,260人 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発活動費 546,304 円 健康づくり講演会 参加者数 202人 パンフレット作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康指導費 14,674,763 円 医療費通知送付(年2回) 133,334件 後発医薬品差額通知送付(年3回) 24,712件 保健指導嘱託員報酬(1人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 34,800,000 円 人間ドック補助 3,109件 脳ドック補助 371件 計 3,480件
<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等事業費 219,854,540 円 個別健診 受診者数 11,029人 集団健診 15,231人 計 26,260人 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発活動費 546,304 円 健康づくり講演会 参加者数 202人 パンフレット作成等 									
<ul style="list-style-type: none"> ・健康指導費 14,674,763 円 医療費通知送付(年2回) 133,334件 後発医薬品差額通知送付(年3回) 24,712件 保健指導嘱託員報酬(1人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 34,800,000 円 人間ドック補助 3,109件 脳ドック補助 371件 計 3,480件 									
						【対決算比 増の主な理由】特定健康診査について,ヘモグロビンA1c検査の必須化(平成27年度より)による健診単価の増				
そ の 他 支 出 金	406,217,000	394,129,969	97.0%	467,256,099	84.3%	過誤納返還金, 国庫補助返還金, 療養給付費交付金返還金等				
計	59,948,308,000	59,251,136,015	98.8%	51,117,352,695	115.9%					

【歳入】

区 分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘 要																													
						調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)	前年度収納(%)	前年度収納率との差																									
国民健康保険税	12,393,529,000	12,093,493,923	97.6%	12,574,112,869	96.2%	現年度分	12,799,924,800	11,066,929,274	86.43	86.05	0.38																								
						過年度分	4,155,685,420	1,026,564,649	24.65	26.18	△ 1.53																								
						合 計	16,955,610,220	12,093,493,923	71.29	71.64	△ 0.35																								
						【対前年比 減の主な理由】被保険者数の減による, 税収の減 (平成26年度: 131,849人⇒平成27年度128,081人 △3,768人)																													
国・県支出金	14,735,965,000	14,689,612,321	99.7%	15,074,840,696	97.4%																														
療養給付費等負担金	9,004,483,000	8,844,431,603	98.2%	9,081,516,945	97.4%	一般被保険者の保険給付費から前期高齢者交付金等を差し引き, 後期高齢者支援金及び介護納付金等の合算の32% 【対前年比 減の主な理由】控除される前期高齢者交付金の増, 合算される介護納付金の減などによる全体の減																													
財政調整交付金	5,036,873,000	5,168,930,000	102.6%	5,382,889,000	96.0%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための国・県からの交付金。それぞれ, 一般被保険者の保険給付費, 後期高齢者支援金及び介護納付金等の9% ・財政調整交付金(県): 2,426,830,000円 ・財政調整交付金(国): 2,742,100,000円 【対予算比 増の主な理由】震災被災の保険者に対する財政支援(国)が行われたことに伴う増(+352,766,000円)																													
その他の補助金・負担金	694,609,000	676,250,718	97.4%	610,434,751	110.8%	・出産育児一時金補助金, 高額医療費共同事業負担金, 特定健康診査・特定保健指導負担金など																													
療養給付費等交付金	1,907,289,000	1,759,947,810	92.3%	2,274,857,683	77.4%	退職被保険者の保険給付費等から, 退職被保険者の税収額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 減の主な理由】退職被保険者数の減に伴う保険給付費等の減(平成26年度: 6,967人⇒平成27年度: 5,333人 △1,634人)																													
前期高齢者交付金	12,914,977,000	12,914,977,986	100.0%	12,044,939,653	107.2%	前期高齢者(65歳~74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため, 社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 増の主な理由】前期高齢者の加入率の増による交付金の増																													
共同事業交付金	12,701,748,000	12,716,372,846	100.1%	5,504,494,632	231.0%	高額な医療費の発生に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金 : 1件1円以上80万円以下の医療費を対象 (平成27年度より制度改正) *平成26年度まではレセプト1件30万円を超える医療費を対象 【対前年比 増の主な理由】制度改正に伴う, 対象医療費の増																													
一般会計繰入金	5,153,744,000	4,922,663,583	95.5%	3,696,793,038	133.2%																														
基盤安定繰入金	2,730,084,000	2,730,083,583	100.0%	2,008,735,038	135.9%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4)+保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4) 【対前年比 増の主な理由】保険者支援制度拡充に伴う増(2割軽減者が対象に追加, 7割及び5割軽減者の補助比率を引き上げ)																													
その他一般会計繰入金	2,423,659,000	2,192,580,000	90.5%	1,688,058,000	129.9%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】震災被災の保険者に対する財政支援(352,766,000円)に伴い, 国の財政調整交付金の交付額が見込みを上回ったことによる, 法定外の繰入の減																													
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰 入 内 容</th> <th>決算見込額(円)</th> <th>前年度決算額(円)</th> <th>対前年比(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費等</td> <td>1,328,892,000</td> <td>1,180,958,000</td> <td>147,934,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>527,404,000</td> <td>507,100,000</td> <td>20,304,000</td> </tr> <tr> <td>法定外の繰入</td> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)</td> <td>336,284,000</td> <td>0</td> <td>336,284,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,192,580,000</td> <td>1,688,058,000</td> <td>504,522,000</td> </tr> </tbody> </table>					繰 入 内 容		決算見込額(円)	前年度決算額(円)	対前年比(円)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,328,892,000	1,180,958,000	147,934,000		医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	527,404,000	507,100,000	20,304,000	法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	336,284,000	0	336,284,000	合 計		2,192,580,000	1,688,058,000	504,522,000
繰 入 内 容		決算見込額(円)	前年度決算額(円)	対前年比(円)																															
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,328,892,000	1,180,958,000	147,934,000																															
	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	527,404,000	507,100,000	20,304,000																															
法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	336,284,000	0	336,284,000																															
合 計		2,192,580,000	1,688,058,000	504,522,000																															
基金繰入金	1,000	0	-	0	-	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩)																													
その他諸収入	141,056,000	157,661,711	111.8%	161,911,534	97.4%	・財産収入: 基金利子等 ・諸収入: 延滞金, 徴収金収入等 ・繰越金: 前年度決算繰越金																													
計	59,948,308,000	59,254,730,180	98.8%	51,331,950,105	115.4%																														

	決算見込額	前年度決算額	
歳入額…①	59,254,730,180 円	51,331,950,105 円	
歳出額…②	59,251,136,015 円	51,117,352,695 円	
差引額…③	3,594,165 円	214,597,410 円	
(=①-②)			
給付基金へ決算積立…④	0 円	214,000,000 円	【参考】給付基金現在高 406,355,668 円(平成27年度末時点)
次年度へ繰越…⑤	3,594,165 円	597,410 円	(決算積立後)

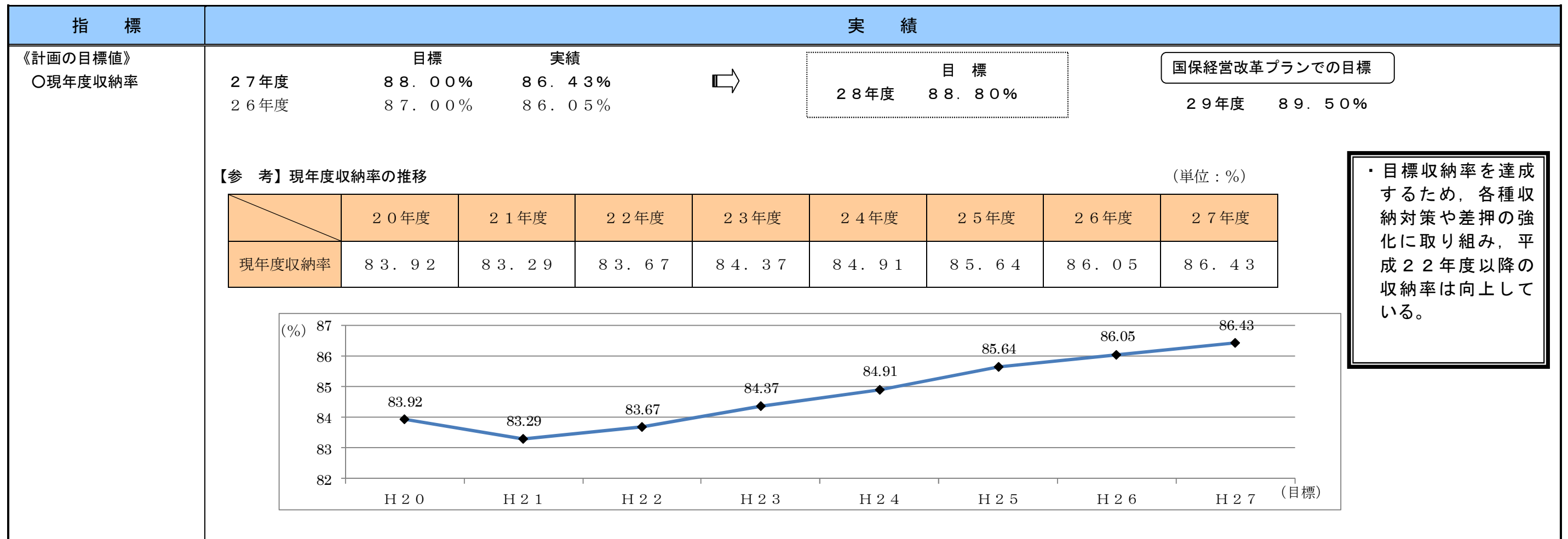
1 保険税収納率の向上

施策	平成27年度の主な取組と実績	平成27年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成28年度の主な取組																								
<p>(1)口座振替の加入促進◎ 収納率の向上を図るため、金融機関等の窓口での自主納付に比べて収納率の高い口座振替による納付を促進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* ペイジー口座振替受付サービス キャッシュカードを携帯端末に通すだけで、簡単に口座振替の申込みができるサービス（通帳や通帳印不要）</p> </div>	<p>◆新規加入件数（※各年度3月末時点） 【目標】3,000件</p> <table border="1" data-bbox="528 394 1308 558"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>うち、 ペイジー</th> <th>口座振替加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>2,522件</td> <td>256件</td> <td>34.9%</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>2,498件</td> <td>291件</td> <td>35.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁窓口での国保加入者に対し、口座振替申込書の交付やペイジー口座振替受付サービス（*）の活用など、積極的に口座振替の勧奨を実施 広報紙やホームページ（動画案内等）による口座振替の周知啓発 金融機関と連携したPRの実施 <p>○口座振替加入キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈（キャンペーン期間 H26：7～8月→H27：4～9月）【拡】 <table border="1" data-bbox="602 1255 1095 1409"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月～9月新規加入件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>1,736件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1,687件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税催告センター文書催告時における口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の同封 納税通知書、更正通知書への同申込書・通知の同封 <p>◆申込書送付件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="620 1650 1012 1808"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>77,830通</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>71,815通</td> </tr> </tbody> </table>		実績	うち、 ペイジー	口座振替加入率	27年度	2,522件	256件	34.9%	26年度	2,498件	291件	35.2%		4月～9月新規加入件数	27年度	1,736件	26年度	1,687件		送付数	27年度	77,830通	26年度	71,815通	<p>・口座振替のキャンペーンの拡大などによる加入を促進した結果、新規口座振替加入者は増加しており、収納率向上につながった ⇒口座振替の加入促進を図るため、以下の各種取組を拡充</p> <p>・国保加入手続き時など被保険者が来庁する際に勧奨することで、効果的・効率的に加入者を確保することができた。 ⇒国保加入手続き時等における窓口での勧奨を強化</p> <p>・広報紙、ホームページやオリオンスクエア大型スクリーン等により口座振替の周知を図ることができた。 ⇒様々の広報媒体を活用し広報活動を強化</p> <p>・金融機関と連携した啓発チラシの配布により口座振替が促進された。 ⇒引き続き、金融機関と連携したPRを実施</p> <p>・申込みの機会を増やすためにキャンペーン期間を拡大した結果、4月～9月の新規申込件数が前年比で49件増えるなど効果的な取組となった。 ⇒引き続き、キャンペーンを実施</p> <p>・口座振替未加入者を対象として、納税通知書、更正通知書に口座振替申込書及び口座振替勧奨通知を同封することにより、効果的に周知を図ることができた。 ⇒引き続き、口座振替未加入者を対象とした納税通知書等への同封を実施</p> <p>・納税催告センターの文書催告を活用し、初期段階の滞納者に対する口座振替の周知を図ることができた。 ⇒引き続き、納税催告センターを活用した口座振替を推進</p> <p>・キャンペーン期間拡大に伴う口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の送付回数増加により効果的な勧奨を図ることができた。 ⇒引き続き、キャンペーンを活用した勧奨を実施 ⇒第1期納期限の滞納者に対する口座振替勧奨の早期実施</p>	<p>【目標】新規加入件数：2,700件 ※口座振替加入率36%を目標とした新規加入件数</p> <p>○窓口等での加入勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保加入手続きや納税相談時における勧奨を実施 足利銀行市役所支店窓口でのペイジー口座振替受付サービスを実施【新】 広報紙、ホームページやオリオンスクエア大型スクリーンでの周知啓発を実施 キャンペーン期間中、市庁舎において、1日2回、口座振替申込加入勧奨の庁内放送を実施【新】 金融機関等と連携した口座振替勧奨チラシの配布等 <p>○口座振替加入キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽選による特産品等贈呈（キャンペーン期間4～9月） <p>○口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書及び更正通知書への同封 納税催告センター文書催告への同封 キャンペーンを活用した勧奨の実施 第1期滞納者への口座振替申込勧奨のダイレクトメールを送付【新】
	実績	うち、 ペイジー	口座振替加入率																								
27年度	2,522件	256件	34.9%																								
26年度	2,498件	291件	35.2%																								
	4月～9月新規加入件数																										
27年度	1,736件																										
26年度	1,687件																										
	送付数																										
27年度	77,830通																										
26年度	71,815通																										

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組																		
<p>(2)納税環境の整備◎</p> <p>多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、コンビニ納付や I C T（情報通信技術）を活用した納付方法の多様化を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* ペイジー納付</p> <p>パソコン、携帯電話から 24 時間納税が可能で、A T Mでの納税もできるサービス</p> </div>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備【拡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 1 月からペイジー納付（*）の一部（再発行分の納付書）導入を実施し、4 月からはすべての納付書へ拡充【拡】 コンビニ納付についても、4 月から納期限後納付分や、分割納付分などすべての納付書へ拡充【拡】 利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等） 金融機関と連携した街頭キャンペーンの実施【新】 <p>◆納期内納付件数（※各年度 2 月末（8 期納期限）現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ペイジー</th> <th>コンビニ</th> <th>金融機関等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>13,587 件</td> <td>67,972 件</td> <td>313,057 件</td> <td>394,616 件</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>— 件</td> <td>44,252 件</td> <td>349,725 件</td> <td>393,977 件</td> </tr> </tbody> </table>		ペイジー	コンビニ	金融機関等	計	27 年度	13,587 件	67,972 件	313,057 件	394,616 件	26 年度	— 件	44,252 件	349,725 件	393,977 件	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する納税者のライフスタイルに対応できるよう納税者の利便性向上に資するペイジー納付の導入とコンビニ納付の利用拡大を実施し、24 時間いつでも納付できるよう環境整備を図ったことにより、納期内納付率が前年度より向上した。 金融機関と連携した街頭キャンペーンの実施により周知を図ることができた。 <p>⇒引き続き、納税者への周知広報を実施し、ペイジー納付及びコンビニ納付の利用を促進</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等） 金融機関と連携した街頭キャンペーンの実施 			
	ペイジー	コンビニ	金融機関等	計																	
27 年度	13,587 件	67,972 件	313,057 件	394,616 件																	
26 年度	— 件	44,252 件	349,725 件	393,977 件																	
<p>(3)納税催告センター（*）の活用</p> <p>現年度分の滞納者を対象に夜間・休日を含めた電話催告や、電話催告不在者への文書催告を行い、滞納初期段階で対処することで滞納の累積化を防止する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 納税催告センター</p> <p>初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を、市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし、平成 21 年度に設置</p> </div>	<p>○納税催告センターの電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度滞納者に対する催告実施 夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告(12 時～20 時) ⇒休日電話催告(9 時～17 時、月 2 回⇒3 回) 【拡】 <p>◆電話催告件数（※各年度 3 月末時点）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>8,389 件</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>8,975 件</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>○文書催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告 <p>◆文書催告件数（※各年度 3 月末時点）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>9,992 件</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>13,775 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納付勧奨後納付件数 (※各年度 3 月末までに催告したものを 5 月末時点で確認)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績（電話・文書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>7,202 件</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>6,298 件</td> </tr> </tbody> </table>		架電件数	27 年度	8,389 件	26 年度	8,975 件		実績	27 年度	9,992 件	26 年度	13,775 件		実績（電話・文書）	27 年度	7,202 件	26 年度	6,298 件	<ul style="list-style-type: none"> 被保数の減少や納期内納付率の向上に伴い、架電件数は減少しているが、休日の電話催告回数を増やしたことなどにより、接触の機会を確保し、現年度の収納率向上及び滞納の累積防止につながった。 <p>⇒引き続き、現年度滞納者への催告を実施 ⇒接触件数を高めるため、日時を変えた再架電を実施</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 被保数が減少や納期内納付率の向上に伴い、文書催告件数は減少しているが、電話が繋がらない滞納者に対し、早期に文書による催告を行うことで、現年度の収納率向上及び滞納の累積防止につながった。 <p>⇒引き続き、架電対応できなかった不在者や電話番号不明者などに対する文書催告を実施</p>	<p>○電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度滞納者に対する催告実施 ⇒不在だった場合は 1 週間後に再架電（催告）を実施【拡】 夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告(12 時～20 時) ⇒休日電話催告(9 時～17 時、月 3 回) <hr/> <p>○文書催告</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話催告不在者、電話番号不明者などに対する文書催告の実施
	架電件数																				
27 年度	8,389 件																				
26 年度	8,975 件																				
	実績																				
27 年度	9,992 件																				
26 年度	13,775 件																				
	実績（電話・文書）																				
27 年度	7,202 件																				
26 年度	6,298 件																				

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組											
<p>(4)臨戸訪問（職員）</p> <p>電話催告や文書催告などで接触の図れない滞納者に対し職員が訪問し、徴収や納税指導、生活実態調査、財産調査を実施する。</p>	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施 ・金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問の実施 ・部内支援を得て、初期段階の滞納者に対して、休日に臨戸訪問を実施（12月：39名、2月：27名が従事（保健福祉部6課2所）） ・休日臨戸訪問 H26：年4回 ⇒ H27：年5回 <p>◆訪問件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 554 1205 747"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>訪問件数</th> <th>徴収または納付約束件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>636件</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>577件</td> <td>67件</td> </tr> </tbody> </table>		実績		訪問件数	徴収または納付約束件数	27年度	636件	75件	26年度	577件	67件	<p>・休日臨戸訪問回数を増やして実施したことにより、訪問件数が増え、徴収または納付約束が増加した。</p> <p>⇒引き続き、部内支援などを得ながら、職員による臨戸訪問の実施、納税相談・指導、生活状況の確認及び、納付資力がある場合には滞納処分を前提とした指導を実施</p>	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）を実施するとともに、金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問を実施 ・部内支援による休日臨戸訪問を実施（12月・2月） ・休日臨戸訪問：年5回実施（部内支援含む）
	実績													
	訪問件数	徴収または納付約束件数												
27年度	636件	75件												
26年度	577件	67件												
<p>(5)文書催告（職員）◎</p> <p>督促や催告センターの催告を受けても納付のない者に対してカラー催告（*）を送付する。</p>	<p>○カラー催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度からの滞納者及び、現年度のみ滞納者への催告を実施 <p>◆カラー催告件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 877 893 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>12,195件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>13,446件</td> </tr> </tbody> </table>		発送件数	27年度	12,195件	26年度	13,446件	<p>・過年度からの滞納者と併せて現年度のみ滞納者に対してもカラー催告を実施するなど、滞納の早期段階からの催告を徹底することにより、滞納者の注意喚起を促し、滞納繰越の未然防止と早期納付に結びついている。</p> <p>⇒引き続き、過年度からの滞納者へのカラー催告及び、現年度のみ滞納者へのカラー催告を実施</p>	<p>○カラー催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度からの滞納者及び、現年度のみ滞納者への催告を実施 					
	発送件数													
27年度	12,195件													
26年度	13,446件													
<p>(6)滞納処分の強化◎</p> <p>督促・催告を受けても反応のない者に対し、預貯金等の財産調査を実施するなど生活状況を考慮した上で差押を実施する。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 ・現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手 <p>◆差押件数・収納額（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1444 1101 1692"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>507件 (490件)</td> <td>68,226千円</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>651件 (643件)</td> <td>72,629千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債権：預貯金、生命保険、給与等</p>		件数 (うち債権)	収納額	27年度	507件 (490件)	68,226千円	26年度	651件 (643件)	72,629千円	<p>・長期・高額滞納者について、換価性の高い債権等の財産調査を徹底し、生活状況や納付資力を的確に見極めた上で差押を執行することにより、差押件数は減少しているが、収納額については一定の額を確保している。</p> <p>⇒引き続き、長期・高額滞納者への換価性の高い債権を中心とした差押の執行、現年度のみ滞納者に対する差押の早期化、必要に応じ特別収納対策室と連携して滞納者宅の搜索を実施</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 ・現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手 		
	件数 (うち債権)	収納額												
27年度	507件 (490件)	68,226千円												
26年度	651件 (643件)	72,629千円												

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組															
<p>(7)特別収納対策室との連携</p> <p>市税等と一体的に効果的な滞納処分を行うため特別収納対策室（*）との連携を図る。</p> <div data-bbox="192 430 498 682" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 特別収納対策室</p> <p>長期・高額滞納者に対する滞納処分を、市税等と一体的に行うことを目的とし、平成22年度に設置</p> </div>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等と一体化した差押 長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して捜索を実施 <p>◆特別収納対策室への移管状況（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 388 1240 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管 件数</th> <th>昨年までに 差押済</th> <th>差押件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>463件</td> <td>207件</td> <td>25件 (25件)</td> <td>43,480千円</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>465件</td> <td>205件</td> <td>36件 (30件)</td> <td>33,545千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移管基準：1年以上納付・相談がなく、50万円以上滞納</p>		移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額	27年度	463件	207件	25件 (25件)	43,480千円	26年度	465件	205件	36件 (30件)	33,545千円	<p>・これまでの、市税等と一体化した財産調査の徹底や滞納処分の強化の結果、長期・高額滞納者が減少し、移管件数、差押件数とも減となっているが、収納額は昨年度を上回っている。</p> <p>⇒引き続き、特別収納対策室と連携した取組を実施</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等と一体化した差押の実施 長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して捜索を実施
	移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額														
27年度	463件	207件	25件 (25件)	43,480千円														
26年度	465件	205件	36件 (30件)	33,545千円														
<p>(8)資格の適正化 (二重資格の解消)</p> <p>社保と国保に二重に加入していると疑われる被保険者に対して国保脱退勧奨通知を送付するとともに、年金機構の「ねんきんネット（*）」情報を活用し、国保資格の喪失処理を行う。</p> <div data-bbox="192 1123 498 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* ねんきんネット</p> <p>年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム</p> </div>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ねんきんネット」の情報を活用し、社会保険加入の可能性がある者に対して、国保脱退届出の勧奨通知を送付 <p>◆勧奨通知件数</p> <table border="1" data-bbox="528 861 1062 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績（各年度3月末時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>231件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 国保脱退届出勧奨通知の送付者について、届出のあった者の国保資格喪失を実施するとともに、届出がなくても「ねんきんネット」の情報に基づき、職権による国保資格喪失を実施（平成25年10月から実施） <p>◆届出及び職権による国保資格喪失処理件数</p> <table border="1" data-bbox="528 1186 1166 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績（各年度3月末時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>261件（うち職権によるもの213件）</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>177件（うち職権によるもの134件）</td> </tr> </tbody> </table>		実績（各年度3月末時点）	27年度	300件	26年度	231件		実績（各年度3月末時点）	27年度	261件（うち職権によるもの213件）	26年度	177件（うち職権によるもの134件）	<p>・「ねんきんネット」を活用した国保脱退勧奨を行い、職権による国保資格喪失により、二重資格の解消が効果的に図れた。</p> <p>⇒引き続き、「ねんきんネット」を活用し、二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を実施</p>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保脱退届出の勧奨通知を送付 届出及び職権による国保資格喪失処理の実施 			
	実績（各年度3月末時点）																	
27年度	300件																	
26年度	231件																	
	実績（各年度3月末時点）																	
27年度	261件（うち職権によるもの213件）																	
26年度	177件（うち職権によるもの134件）																	
<p>(9)資格証明書・短期被保険者証の交付（*）</p> <p>滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施することにより、状況に応じた交付を行う。</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納率向上や納税者の不公平感をなくすため、資格証明書及び短期被保険者証を適切に交付した。 <p>◆交付件数（※各年度10月1日時点（保険証更新時））</p> <table border="1" data-bbox="528 1501 1092 1627"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>3,565件</td> <td>2,432件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>3,623件</td> <td>2,760件</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="445 1627 1222 1879" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 資格証明書</p> <p>特別な事情等なく、1年以上保険税を滞納した場合に交付するもの（医療機関窓口で10割を負担）</p> <p>* 短期被保険者証</p> <p>1年以上滞納があるもののうち、定期的な納付がある場合、有効期限の短い被保険者証を交付するもの</p> </div>		資格証明書	短期被保険者証	27年度	3,565件	2,432件	26年度	3,623件	2,760件	<p>・資格証明書、短期被保険者証の交付については、半年ごとの切替時の2ヶ月前から、「国民健康保険納税相談通知書」等を送付するなど、事前の納税相談の機会を確保に最大限努め、納付状況に応じ適切に交付を行った。</p> <p>⇒引き続き、資格証明書及び短期被保険者証の交付により滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施しながら、状況に応じた適切な交付を実施</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談業務、実態調査により接触の機会を確保し、適切に資格証明書及び短期被保険者証を交付 						
	資格証明書	短期被保険者証																
27年度	3,565件	2,432件																
26年度	3,623件	2,760件																



2 医療費の適正化

施策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組												
<p>(10)ジェネリック医薬品の普及促進◎</p> <p>ジェネリック医薬品は被保険者の医療費の負担軽減と国民健康保険の給付費縮減が期待できることから被保険者に対し情報提供や啓発などにより普及促進を図る。</p>	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付及び効果検証を実施</p> <p>【目標】削減効果額：35,000 千円 使用率（数量シェア）：55%</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知 <ul style="list-style-type: none"> ①対象年齢 制限なし ②差額(月) 100 円以上 ③発送時期 4 か月毎(年3回 5,9,1月) ④投薬期間 15 日以上 <p>◆差額通知送付等実績</p> <table border="1" data-bbox="528 632 1308 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付件数</th> <th>削減効果額 (各年通知送付分)</th> <th>使用率 (数量シェア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度 (実績)</td> <td>24,712 件 (5,9,1月送付)</td> <td>34,469 千円</td> <td>64.1%</td> </tr> <tr> <td>26 年度 (実績)</td> <td>27,827 件 (5,9,1月送付)</td> <td>44,081 千円</td> <td>53.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※削減効果は、通知送付後の 6 か月間検証するため、平成 27 年度は見込みとなる。(平成 26 年度送付分から検証可能となった。) ※削減効果額は各年度とも翌年 5 月調剤分までの合計 ※使用率は各年度 3 月調剤分</p> <p>○周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 「お願いカード」の配付（国保加入手続時、被保険者証更新時） 国保だより、ホームページによる周知 		送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)	使用率 (数量シェア)	27 年度 (実績)	24,712 件 (5,9,1月送付)	34,469 千円	64.1%	26 年度 (実績)	27,827 件 (5,9,1月送付)	44,081 千円	53.9%	<p>・国の数量シェアの目標値である 60%を上回っており、使用率も前年度より増加していることから、ジェネリック医薬品の普及促進が図られた。</p> <p>⇒ジェネリック医薬品の更なる普及促進に向け、<u>差額通知送付対象者を拡大</u></p> <p>・ジェネリック医薬品差額通知とともに、お願いカードの配付や国保だより、ホームページを活用した周知を図ることにより、ジェネリック医薬品の使用率も年々伸びていることから、ジェネリック医薬品の普及促進に効果があった。</p> <p>⇒引き続き、国保だよりやホームページ等による周知を実施</p> <p>⇒<u>更なる普及促進のため、これまで配布していたジェネリック医薬品の処方希望を伝える「お願いカード」を、被保険者証やお薬手帳等への表示が可能で、利便性の高いシール形式に変更</u></p>	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付及び効果検証の実施</p> <p>【目標】削減効果額：30,000 千円 使用率（数量シェア）：65%</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知 <ul style="list-style-type: none"> ①対象年齢 制限なし ②差額(月) 100 円以上 ③発送時期 4 か月毎(年3回 5,9,1月) ④投薬期間 <u>7 日以上【拡】</u> <p>○周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保だより、ホームページによる周知 「希望シール」の配付【新】 <p>※被保険者の利便性を高めるためお願いカードから変更</p>
	送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)	使用率 (数量シェア)												
27 年度 (実績)	24,712 件 (5,9,1月送付)	34,469 千円	64.1%												
26 年度 (実績)	27,827 件 (5,9,1月送付)	44,081 千円	53.9%												
<p>(11)レセプト点検の推進◎</p> <p>被保険者の資格や診療内容など、電子化されたレセプト情報を点検することにより医療費の適正化を図る。</p>	<p>○レセプト点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施体制 点検員：医療事務資格を有する嘱託職員 7 名 <p>◆レセプト点検による効果 【目標】財政効果額：200,000 千円</p> <table border="1" data-bbox="528 1560 1240 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数</th> <th>過誤調整件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度 (実績)</td> <td>2,033 千件</td> <td>14,745 件</td> <td>177,036 千円</td> </tr> <tr> <td>26 年度 (実績)</td> <td>2,039 千件</td> <td>15,868 件</td> <td>182,721 千円</td> </tr> </tbody> </table>		総点検数	過誤調整件数	財政効果額	27 年度 (実績)	2,033 千件	14,745 件	177,036 千円	26 年度 (実績)	2,039 千件	15,868 件	182,721 千円	<p>・医科と介護保険利用者の突合点検，医科と施設入所者の突合点検の実施等により，適正給付が図られ，過誤調整件数，財政効果額ともに，減少する見込みである。</p> <p>⇒引き続き，効果的・効率的な点検の実施</p> <p>・診療報酬改定等に伴う制度変更への対応が必要である。</p> <p>⇒<u>点検員のスキルアップのための各種研修への参加</u></p>	<p>○レセプト点検の推進</p> <p>【目標】財政効果額：190,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検や縦覧点検等により，効果的・効率的なレセプト点検の実施 点検員のスキルアップのための各種研修への参加【拡】
	総点検数	過誤調整件数	財政効果額												
27 年度 (実績)	2,033 千件	14,745 件	177,036 千円												
26 年度 (実績)	2,039 千件	15,868 件	182,721 千円												

3 保健事業の充実

施策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組																											
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p> <p>【特定健康診査】</p> <p>生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資するため、特定健康診査の周知啓発や、受診しやすい環境整備を行うほか、未受診者への効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p>【特定健康診査】</p> <p>◆特定健康診査受診率 【目標】50%</p> <table border="1" data-bbox="528 310 1344 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">翌年 6 月末時点</th> <th colspan="3">確定値※</th> </tr> <tr> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>85,732</td> <td>25,262 (27,019)</td> <td>29.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>87,134</td> <td>23,608 (25,262)</td> <td>27.1</td> <td>87,084</td> <td>23,642</td> <td>27.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>() : 資格喪失者等を含む健診受診者数</p> <p>※当該実施年度一年間を通じて国保に加入している対象者等、受診者</p> <p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うつのみや（年 2 回／8 月・11 月） ・国保だより（年 2 回／7 月・9 月） ・ポスター掲示（随時／医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・市有車へのマグネット広告掲載 ・国保連によるラジオ広報や新聞広報（8 月ラジオ，9 月新聞） ・国保連による JR 宇都宮駅西口への受診啓発横断幕掲示【新】 ・保健所東側入口に受診啓発のための横断幕の掲示【新】 <p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者への受診勧奨通知の送付 ⇒①未受診者のうち、40～69 歳を対象に、未受診者の特性に応じた勧奨を実施（59,666 件送付）【拡】 ②未受診者のうち、40 代、50 代の継続未受診者を対象に、追加健診を設定し、その日程や会場、予約方法をわかりやすく記載した案内を実施（再勧奨）（19,067 件送付）【新】 ③未受診者のうち 60～64 歳を対象に、追加健診を設定し、その日程や会場、予約方法をわかりやすく記載した案内を実施（再勧奨）（10,746 件送付）【新】 ・受診促進キャンペーンの実施 ⇒受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈 ・健診 PR 応援事業 ⇒健康づくり推進員等と連携した健診の普及啓発や、健診受診者に対する商品割引等の特典サービスを提供する企業等の募集・周知 		翌年 6 月末時点			確定値※			対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	27 年度	85,732	25,262 (27,019)	29.5	-	-	-	26 年度	87,134	23,608 (25,262)	27.1	87,084	23,642	27.1	<p>【特定健康診査】</p> <p>・様々な媒体による周知啓発や、地区巡回健診等、身近な場所での受診機会の拡大のほか、未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知の送付など、様々な取組を実施することにより、特定健康診査の対象者数は減少しているものの、受診者数は毎年着実に伸びており、受診率は向上しつつある。</p> <p>⇒受診率の向上を図るため、以下の各種取組を拡充</p> <p>・国保だよりなど、紙媒体での広報により、受診に関する問い合わせや、健診の申込みが増える等の反響があった。</p> <p>・特定健康診査は全ての保険者に義務付けられた健診であることから、マスメディアによる広報を国保連と連携し、県内一斉に実施することで、効果的に周知啓発を行なうことができた。</p> <p>⇒関係団体とも連携し、あらゆる機会を捉えた周知啓発を実施</p> <p>・勧奨通知については、年代や性別等、未受診者の特性に応じた通知文を送付したことにより、健診内容や予約方法についての問合せが増えるなど、受診喚起につながる効果的な勧奨ができた。</p> <p>・継続未受診者に対しては、追加健診を設定し、日程や会場、予約方法をわかりやすく案内した通知を送付したことにより、対象者を受診予約につなげる効果が見られた。</p> <p>⇒引き続き、未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知を送付</p> <p>⇒未受診者勧奨の強化を図るため、集団健診予約センターによる電話個別受診勧奨を実施</p> <p>・キャンペーン応募件数が 514 名となっており、受診喚起に一定の効果があった。</p> <p>⇒引き続き、キャンペーンを実施</p> <p>・健診受診者への特典サービスの提供店舗として、市内飲食店やスポーツクラブ等、24 企業、47 店舗、48 サービスの登録を得ることができたことから、企業と行政が一体となり社会全体で健康づくりを推進していく機運醸成や、健診への受診喚起につながる効果があった。</p> <p>⇒事業の周知及び、更なる健診 PR 応援企業の拡大</p>	<p>【特定健康診査】</p> <p>【目標】特定健康診査受診率：55%</p> <p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うつのみや（年 2 回／7 月・11 月） ・国保だより（年 2 回／7 月・9 月） ・ポスター掲示（随時／医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・市有車へのマグネット広告掲載（台数増 8 台→18 台）【拡】 ・保健所東側入口に受診啓発のための横断幕の掲示 ・国保連によるラジオ広報や新聞広報，JR 宇都宮駅西口への受診啓発横断幕掲示 ・県広報紙「とちぎ県民だより」広告掲載【新】 <p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者への受診勧奨通知の送付 ⇒未受診者の特性（年齢・性別・受診状況など）に応じた受診勧奨通知の送付 ・集団健診予約センターによる電話受診勧奨【新】 ・受診促進キャンペーンの実施 ⇒魅力ある健康グッズを景品としてキャンペーンを実施する。 ・健診 PR 応援事業 ⇒事業の周知・啓発 ⇒健診に関する普及啓発等を行う協力企業（健診 PR 応援企業数）の拡大【拡】
	翌年 6 月末時点			確定値※																										
	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)																								
27 年度	85,732	25,262 (27,019)	29.5	-	-	-																								
26 年度	87,134	23,608 (25,262)	27.1	87,084	23,642	27.1																								

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組																																											
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p>	<p>○受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 (3,237名(人間ドック:3,075名,脳ドック:162名)) ・<u>地区巡回健診等の実施(392回⇒407回)【拡】</u> ・早朝健診の実施(年2回…7月:48名,9月:22名) ・出前健診の実施(JA宇都宮北部支部 9月:32名, ニュー富士見団地自治会 11月:49名, とちぎ健康の森 1月:15名) ・全国健康保険協会栃木支部との共催健診の実施 (年6回…8月:41名,11月(2回):195名,12月:48名, 2月(2回):94名) ・市民に利便性の高い集団健診予約システム(電話予約)の構築【新】 ⇒平成28年1月から集団健診予約センターの試験的運用の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドックについては、ほぼすべてが同時受診者であるが、脳ドックの同時受診者については約半数にとどまっている。 ⇒引き続き、広報紙等の様々な媒体を活用した周知を実施 ・地区巡回健診については、ニーズに応じて、実施回数を拡充した。早朝健診、出前健診、全国健康保険協会栃木支部との共催健診については、身近な地域における受診機会の拡充とともに、駐車場等のアクセスの利便性や、がん検診との同時受診が可能な場所での設定等により、受診者数が昨年度を上回った。 ⇒<u>受診率向上に向けた各種健診を実施することにより、受診機会を拡充</u> 	<p>○受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・<u>地区巡回健診の日程拡大(407回⇒424回)【拡】</u> <p>早朝健診の実施 出前健診の実施 全国健康保険協会栃木支部との共催健診の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>集団健診予約センター(電話予約)、集団健診予約システム(インターネットによる予約)の稼働、運営【新】</u> 																																											
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p> <p>【特定保健指導】</p> <p>特定健診の結果、生活習慣の改善のための特定保健指導が必要な対象者に対し、確実に指導を実施できるように、環境整備を行い、特定保健指導終了率(*)の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 特定保健指導終了率</p> <p>特定保健指導(動機付け支援は初回・最終評価の全2回、積極的支援は初回・中間・最終評価の全3回)を実施した者のうち、それぞれ最終評価まで実施した者の割合</p> </div>	<p>【特定保健指導】</p> <p>◆特定保健指導終了率 【目標】50%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">翌年6月末時点</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数(名)</th> <th>利用者数(名)</th> <th>終了率(%)</th> <th>対象者数(名)</th> <th>利用者数(名)</th> <th>終了率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>2,829</td> <td>187</td> <td>6.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>2,520</td> <td>123</td> <td>4.9</td> <td>2,543</td> <td>237</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事業における特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①健診サポート事業における特定保健指導の実施 ⇒保健所等での指導や訪問による指導の実施(動機付け支援(※1)に加え、積極的支援(※2)にも対象を拡大)【拡】 ※1 動機付け支援:生活習慣病予備群への指導支援 ※2 積極的支援:生活習慣病有病者への指導支援 ②健診結果相談会での特定保健指導の実施(46回)【新】 ⇒健診結果を送付した後、特定保健指導希望者に対し、保健所及び保健センターにおいて相談会(特定保健指導)を実施 ・個別医療機関等における特定保健指導の実施 ・人間ドック受診日当日における特定保健指導の実施 ⇒人間ドックを受診した当日に一部医療機関で実施 <p>○未利用者勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導未実施者(未利用者)に対する電話・訪問による特定保健指導利用勧奨の実施 ◆勧奨実績(H27.4~H28.3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>未利用者数</th> <th>勧奨者数</th> <th>未利用者勧奨率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動機付け支援</td> <td>1,734名</td> <td>1,672名</td> <td>96.4%</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>568名</td> <td>545名</td> <td>96.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,302名</td> <td>2,217名</td> <td>96.3%</td> </tr> </tbody> </table>		翌年6月末時点			確定値			対象者数(名)	利用者数(名)	終了率(%)	対象者数(名)	利用者数(名)	終了率(%)	27年度	2,829	187	6.6	-	-	-	26年度	2,520	123	4.9	2,543	237	9.3		未利用者数	勧奨者数	未利用者勧奨率	動機付け支援	1,734名	1,672名	96.4%	積極的支援	568名	545名	96.0%	合計	2,302名	2,217名	96.3%	<p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施手法の改善や、健診サポート事業により、保健指導の終了者は毎年着実に伸びており、終了率は向上している。 ⇒終了率の向上を図るため、以下の各種取組を拡充 <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診サポート事業の拡大や結果相談会の新規実施など、特定保健指導の各種利用機会を拡充したことにより、着実に特定保健指導の終了率の向上につなげることができた。 ⇒<u>特定保健指導の終了率の更なる向上を図るため、健診結果相談会の実施機会を拡充</u> <p>○未利用者勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の未利用者のうち、96.3%の方に電話や訪問などで利用勧奨を実施することができた。 ⇒<u>特定保健指導の終了率の更なる向上を図るため、特定保健指導の利用促進に向けた勧奨を強化</u> 	<p>【特定保健指導】</p> <p>【目標】 特定保健指導終了率:55%</p> <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事業を活用した特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①健診サポート事業における動機付け支援、積極的支援の実施 ②健診結果相談会での特定保健指導の実施 ⇒<u>日程及び実施会場の拡大【拡】</u> ・46回⇒66回 ・保健所、保健センター、 <u>姿川地区市民センター</u> ・個別医療機関等における特定保健指導の実施 ・人間ドック受診日当日の実施 <p>○未利用者勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨の実施 ⇒特定保健指導の未利用者に対し、従来の電話・訪問勧奨に加え、<u>健診結果相談会の日程等を盛り込んだ利用勧奨通知を送付【拡】</u>
	翌年6月末時点			確定値																																										
	対象者数(名)	利用者数(名)	終了率(%)	対象者数(名)	利用者数(名)	終了率(%)																																								
27年度	2,829	187	6.6	-	-	-																																								
26年度	2,520	123	4.9	2,543	237	9.3																																								
	未利用者数	勧奨者数	未利用者勧奨率																																											
動機付け支援	1,734名	1,672名	96.4%																																											
積極的支援	568名	545名	96.0%																																											
合計	2,302名	2,217名	96.3%																																											

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組												
<p>(13)人間ドック健診・脳ドック健診の推進</p> <p>疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成することにより、受診促進を図る。</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査との同時受診を実施 ・広報紙（年5回）、国保だより（年2回）、ホームページ掲載等 <p>◆受診者数 【目標】3,100人</p> <table border="1" data-bbox="528 352 1240 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度(実績)</td> <td>3,109名</td> <td>371名</td> <td>3,480名</td> </tr> <tr> <td>26年度(実績)</td> <td>2,795名</td> <td>348名</td> <td>3,143名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成額 10,000円（ドックと特定健康診査を同時受診する場合は16,339円）</p>		人間ドック	脳ドック	計	27年度(実績)	3,109名	371名	3,480名	26年度(実績)	2,795名	348名	3,143名	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月で広報紙により周知を図る等、受診勧奨を行っており、受診者については前年度より337名増加した。 <p>⇒引き続き、広報紙や国保だより等様々な媒体を活用し受診を促進</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドックと特定健康診査の同時受診の実施 ・広報紙、国保だより、ホームページ掲載等 <p>【目標】受診者数：3,500人</p>
	人間ドック	脳ドック	計												
27年度(実績)	3,109名	371名	3,480名												
26年度(実績)	2,795名	348名	3,143名												
<p>(14)健康づくり支援事業の推進</p> <p>健康づくりのための保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図る。</p>	<p>○全国健康保険協会栃木支部との共催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会を実施 <ul style="list-style-type: none"> 日時：11月22日(日) 会場：とちぎ健康の森 講堂 講師・内容： <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎリハビリテーションセンター所長 星野雄一 「ロコモってご存知ですか？」 ・マラソンランナー タレント 谷川真理 「走って、食べて、ヘルシーライフ」 来場者数：202人（うち国保132人） ・健康診査の実施【新】※再掲 <ul style="list-style-type: none"> 日時：11月22日(日) 会場：とちぎ健康の森 多目的ホール 健診実施者 150名（うち国保40名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会については、全国健康保険協会栃木支部との共同開催による集客効果が得られたほか、ロコモティブシンドロームの実態や予防対策、運動の重要性について、啓発することができた。 <p>⇒被保険者の健康づくりや健康意識の高揚に資するため、<u>地域保健と職域保健の連携</u>で実施する「働く人の健康づくり講演会」に包含</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査については、新たな健診会場での実施であり、特定健康診査の受診者増に寄与するものとなった。 <p>⇒引き続き、被保険者の健康づくりや健康意識の高揚に資するため、<u>全国健康保険協会栃木支部と連携を推進</u></p>	<p>○全国健康保険協会栃木支部との共催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会の開催【変】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 日時：1月（予定） 会場：とちぎ健康の森 												
<p>* 宇都宮市地域・職域連携推進協議会</p> <p>地域保健と職域保健の連携を図り、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、主体的に健康づくりに取り組む事業所の増加を目的として、平成25年8月に設置</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会（*）による事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施を検討し、保健事業の実施に要する社会資源を相互活用するために、下記の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会の開催【新】 ・地域や職域保健加入者への健康情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会等を実施することにより、地域や職域保健加入者への健康情報を提供することができた。 <p>⇒引き続き、健康情報を提供するための啓発事業を実施</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会の開催 ・地域や職域保健加入者への健康情報の提供 												

施 策	平成 27 年度の主な取組と実績	平成 27 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 28 年度の主な取組																								
<p>(15)ヘルスプランうつのみ や事業の推進◎ 健診データやレセプトデータを効果的に活用し、被保険者の健康の保持や疾病の早期発見・早期治療につなげるにより、医療費の適正化を推進する。</p>	<p>○多受診・重複受診者（*）への保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 「多受診・重複受診者」に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 多受診 一月に同一疾病で同一診療科目の通院日数が合計 15 日以上となる通院を 3 か月以上継続</p> <p>* 重複受診 同一疾病で同一診療科目の複数の医療機関への通院を 3 か月以上継続</p> </div> <p>・適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封【新】</p> <p>◆指導実績 【目標】指導件数：延べ 35 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">改善確認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>202 名</td> <td>延べ 214 回</td> <td>69 名</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>14 名</td> <td>延べ 29 回</td> <td>11 名</td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○糖尿病重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の血糖検査の結果、数値が糖尿病領域（*）にあり、医療機関の受診を必要とするにも関わらず、未受診となっている者に対し、受診勧奨のため、文書、電話、訪問による保健指導を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 糖尿病領域 空腹時血糖 126mg/dl 以上 HbA1c6.5%以上</p> </div> <p>◆指導実績 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">受診者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>104 名</td> <td>延べ 167 回</td> <td>40 名</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>68 名</td> <td>延べ 102 回</td> <td>13 名</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	指導件数	改善確認者	27 年度	202 名	延べ 214 回	69 名	26 年度	14 名	延べ 29 回	11 名		対象者	指導件数	受診者	27 年度	104 名	延べ 167 回	40 名	26 年度	68 名	延べ 102 回	13 名	<p>・多受診者、重複受診者への保健指導については、文書、電話、訪問による保健指導のほかに、新たに多受診者に対し、医療費通知に適正受診に関するリーフレットを同封することで、適正受診のための周知・啓発を実施し、改善確認者を 69 名に増加することができた。</p> <p>⇒引き続き、粘り強く医療機関への適正受診に向けた保健指導を実施</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・糖尿病重症化予防事業については、文書や電話、訪問による保健指導により、特定健康診査の血糖検査の数値が糖尿病領域にある未治療者の約 3 割を治療につなげることができた。</p> <p>・ヘモグロビン A1c 検査の必須化により、新たな対象者を発見することができたので、未治療者を確実に治療につなげるため、保健指導体制を強化する必要がある。</p> <p>⇒医療機関の早期受診が必要な者に対し、確実に治療につなげることができるよう、保健指導の継続実施及び保健指導体制を強化</p>	<p>○多受診・重複受診者への保健指導</p> <p>【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 多受診・重複受診者に対し、引き続き、保健指導を実施 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○糖尿病重症化予防事業</p> <p>【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病の重症化リスクのある未治療者を確実に治療につなげるため、保健指導体制の強化【拡】
	対象者	指導件数	改善確認者																								
27 年度	202 名	延べ 214 回	69 名																								
26 年度	14 名	延べ 29 回	11 名																								
	対象者	指導件数	受診者																								
27 年度	104 名	延べ 167 回	40 名																								
26 年度	68 名	延べ 102 回	13 名																								

指 標 実 績

《計画の目標値》
 ○1人当たり医療費の増加率（対前年比）
 ○医療費総額の増加率（対25年度比）

	目 標	実 績		目 標	国保経営改革プランでの目標
27年度	2.25%	4.64%	⇒	28年度 2.25%	29年度 2.25%
26年度	2.25%	1.60%			
27年度	4.00%	2.27%	⇒	28年度 6.57%	29年度 13.18%
25年度	基準年	基準年			

診療報酬改定状況

	22年度	24年度	26年度	28年度
全体	+0.19%	+0.004%	+0.10%	△0.84%
本体	+1.55%	+1.38%	+0.73%	+0.49%
薬価	△1.36%	△1.38%	△0.63%	△1.33%

【参考1】被保険者の年度推移 … ①

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保険者全体	139,865人	139,128人	139,288人	138,360人	136,493人	134,427人	131,313人
内 一般（65歳未満）	92,134人	90,663人	90,232人	86,964人	83,154人	80,026人	76,998人
前期高齢者（65歳～74歳）	40,192人	40,671人	41,111人	42,956人	45,121人	47,434人	48,982人
訳 退職被保険者（主に60～64歳）	7,539人	7,794人	7,945人	8,440人	8,218人	6,967人	5,333人

【参考2】一人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ②

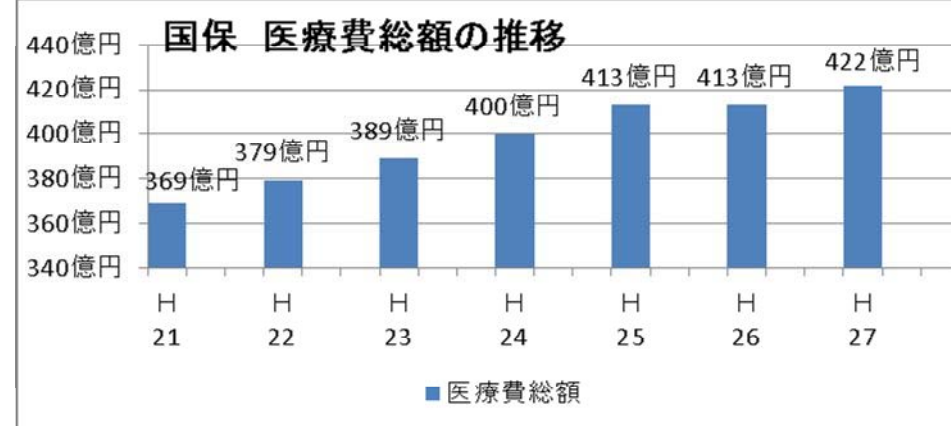
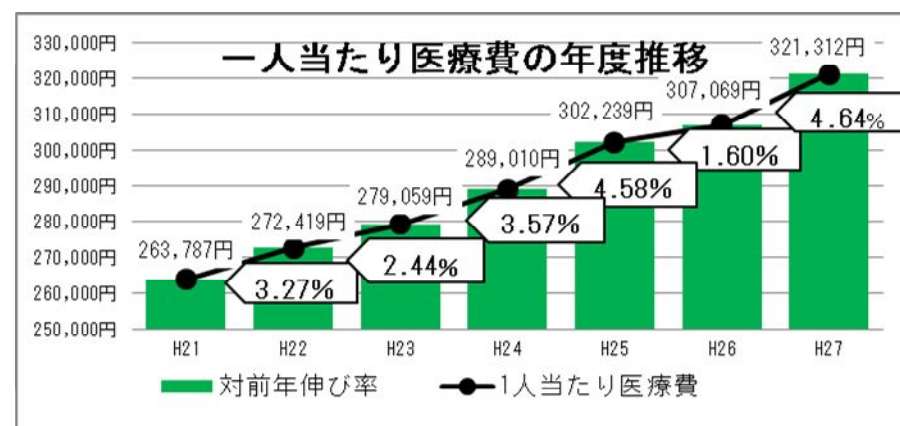
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1人当たり医療費の増加率（対前年比）	2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	4.58%	1.60%	4.64%
一人当たり医療費	263,787円	272,419円	279,059円	289,010円	302,239円	307,069円	321,312円
内 一般（65歳未満）	180,747円	185,753円	192,522円	195,752円	203,426円	204,454円	212,089円
前期高齢者（65歳～74歳）	431,029円	447,335円	448,917円	462,636円	472,817円	473,366円	485,005円
訳 退職被保険者（主に60～64歳）	384,767円	367,804円	382,939円	366,238円	365,512円	353,527円	394,802円

⇒ 2.3倍

【参考3】医療費総額の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ③

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
医療費総額の増加率（対25年度比）	-	-	-	-	基準年	0.06%	2.27%
医療費総額	369億円	379億円	389億円	400億円	413億円	413億円	422億円
内 一般（65歳未満）	167億円	168億円	174億円	170億円	169億円	164億円	163億円
前期高齢者（65歳～74歳）	173億円	182億円	185億円	199億円	213億円	225億円	238億円
訳 退職被保険者（主に60～64歳）	29億円	29億円	30億円	31億円	30億円	25億円	21億円

- ① 被保険者全体は減少しているが、減少しているのは65歳未満の被保険者で、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。
 ② 平成27年度の前期高齢者の一人当たり医療費は約485千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、約2.3倍と大きい。
 ③ 65歳未満の被保険者の医療費総額は被保険者数の減少により横ばいであるが、一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により、医療費総額は増加している。



報告第3号

平成28年度国民健康保険税の賦課状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
課税限度額	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

○平成28年度から課税限度額を改定，税率は26年度に改定した後変更なし。

2 当初賦課の状況（全体分）

		27年度	28年度	増減
世帯数		79,451世帯	78,336世帯	△1,115世帯
被保険者数		132,907人	130,937人	△1,970人
応能※ 49.8%	所得割①	7,191,514千円	7,125,076千円	△66,438千円
応益※ 50.2%	均等割②	5,190,085千円	4,986,916千円	△203,169千円
	平等割③	2,303,997千円	2,157,136千円	△146,861千円
賦課額計 A (①+②+③)		14,685,596千円	14,269,128千円	△416,468千円
軽減額 B		1,731,444千円	1,642,705千円	△88,739千円
課税額(A-B)		12,954,152千円	12,626,423千円	△327,729千円
1世帯当り課税額		163,046円	161,183円	△1,863円
1人当り課税額		97,468円	96,431円	△1,037円

※応能・応益割合は、医療保険分の割合

○世帯数，被保険者数ともに減少の傾向にある。

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となり，1世帯当たり・1人当たり課税額も減少した。

3 軽減額の内訳

	27年度		28年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減	18,954世帯	1,074,810千円	18,520世帯 (-434世帯)	1,011,148千円 (-63,662千円)
5割軽減	9,597世帯	480,281千円	9,671世帯 (+74世帯)	464,339千円 (-15,942千円)
2割軽減	8,631世帯	176,353千円	8,539世帯 (-92世帯)	167,218千円 (-9,135千円)
合計	37,182世帯	1,731,444千円	36,730世帯 (-452世帯)	1,642,705千円 (-88,739千円)

○世帯数合計はやや減少したが，全世帯数に占める軽減世帯数の割合（46.9%）は前年度（46.8%）より0.1ポイント増加した。

平成28年度国民健康保険運営協議会の開催予定

今年度の会議開催予定は下表のとおりです。

回数	日程	議事予定	会場
第1回	・ 8月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長選出 【報告事項】 ・ 平成27年度決算状況（見込み） ・ 国保アクションプラン27の主な取組実績と 国保アクションプラン28の主な取組 ・ 平成28年度国民健康保険税の賦課状況 【その他】 ・ 今後のスケジュール 	市役所本庁舎 14階 14大会議室
第2回	・ 10月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 【協議事項】 ・ 保険税課税限度額の見直し 	市役所本庁舎 14階 14D会議室
—	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書の提出（会長一任） 	調整中
第3回	・ 2月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 【報告事項】 ・ 平成29年度予算（案）の概要 	調整中

※ 開催時間はすべて午後4時30分～午後6時頃までを予定